

特集・東京一極集中と労働者・住民生活

東京一極集中問題を検証する

小沢 辰男

1. 動き出した是正策のねらい

東京都、東京圏（東京都・神奈川・千葉・埼玉各県）、および首都圏（上記4都県のほか群馬・栃木・茨城・山梨各県をふくむ1都7県）の一部ないし全部を“東京”と呼んで、東京一極集中問題を考えるのが通例となっているので、本稿でもこれにしたがうことにする。

この意味での東京一極集中の事実を前提として、その是正策ないし解消策が登場しはじめている。その1つは、国土庁長官の私的懇談会である「首都機能移転問題に関する懇談会」（座長・八十島義之助帝京技術科学大学長）の「中間とりまとめ」（本年2月26日）である。この背景は、1987（昭和62）年の‘多極分散型国土の形成’をうたう「第4次全国総合開発計画」（国土庁）で、首都機能移転問題の検討を要請している点にあるが、1990（平成2）年11月には、衆・参両院で「国会及び政府機関の移転に関する特別委員会」（最初の委員長は金丸信氏、現在は村田敬次郎氏）が設置されるにおよんで、具体的な政治課題となるにいたったといえよう。

上記の「中間報告」は、政治・経済の集中する首都・東京から政治機能を分離して、東京60キロ圏外に国会・政府機関を移転し、面積約9,000ヘクタール、人口約60万人、移転費14兆円（う

ち用地費5兆円）の新首都をつくろうというものである。首都機能移転の必要性について、いろいろな問題が指摘されている中で、特別に眼を引くものに、「地震等災害に対する脆弱性への対応」がある。要するに、1923年の関東大地震のような災害時に権力中枢機能の麻痺もしくは大幅な機能低下を防ぐ狙いがあるとみてよい。

現に、本年2月21日の首都移転特別委員会で、参考人の茂木清夫氏（地震予知連絡会会長）に対し、東京60キロ圏外という、首都圏の1部（たとえば山梨、栃木県など）あるいは周辺各県（たとえば福島県）ということになるが、活断層などがあって危険だという地域の分布図を出してほしいという要請があり、茂木氏は関係資料を提出すると答えているほどである。そうすると、60万人の新首都は安全だとしても、残された東京圏住民約3,100万人の生命、財産の安全対策に取り組むことが大切ではないかという疑問が出てくるのはごく当然だといえよう。この新首都移転には順次実施するとしても、30年間で要するというのだから、より一層いまの東京圏の安全対策が重要になるわけである。

もちろん、「中間報告」も、首都機能の移転に伴い、霞が関の官公庁跡地（約100ヘクタール）、その他の関係施設跡地の取扱いについて、「移転跡地を中心に、非常時に備えたオープン

スペースの確保、災害に強い都市構造の形成に資するとともに、立ち遅れた社会資本整備の一助となり、大都市問題の克服にも寄与するよう活用する」といってはいる。しかし、いわゆる遷都論の立場に立つ新首都の形成に約14兆円の費用がかかるという算定はともかくとして、安全な首都圏づくり、とりわけ産業・人口の集中している東京圏（東京湾をかこむ重化学工業地帯の防災対策は重要である）の防災計画にかかる費用の算定などが、首都圏および東京圏の住民に提示される必要があろう。

ところで、この「中間報告」につづいて、自民党はさる3月21日、参議院選（本年7月26日投票とみられる）の目玉政策の1つとして、5月の連休明けあるいは6月中に、「国会等の移転基本法案」を国会に提出する方針を固めたという。この基本法をもとに、3年以内に①移転時期②移転先地③具体的な移転対象などを明らかにしたいとしている。

こうした自民党の方針に合わせるかのように、4月28日の衆院国会等移転特別委員会に参考人として出席した平岩外四経団連会長は、首都移転の世論づくりを進めるためにも、首都移転基本法を早めにつくるべきだとのべている。

4月29日付「朝日」によると、平岩氏は首都移転は集中による諸課題解決のきっかけになるとのべるだけでなく、移転と同時に行財政の簡素化や地方（自治体のこと）への権限委譲をすすめるとともに、地震対策など移転後の東京の整備についても考慮すべきだとの考えを示したという。「中間報告」が、権力中枢（国会・政府機関）の首都圏ないし東京圏からの脱出にのみ重点を置いているという非難に対して、移転後の東京の地震対策に配慮すべきだとする点に、それなりの工夫がみられる発言といえよう。もっとも、移転後の東京には、大企業の本社等の

いわゆる経済の管理中枢機能が残るわけだから、大企業本社等の安全対策が重要だという点を強調したにすぎないとみることもできよう。

次に、東京一極集中のメダルの裏側は、過密過疎問題の激化、深刻化の問題であるから、過疎地域（全国市町村数の35.2%がふくまれる一国土庁『過疎白書』平成2年版）の振興こそが、一極集中是正に役立つことはいままでもない。

この点に着目して政府は、現在の第123通常国会に、「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律案」を提出している。これが、東京一極集中の是正等の第2の施策であるとみてよい。

この法案の内容、ねらいは田上和儀氏「地方拠点整備法の問題点」（『暮らしと政治』本年5月号）にくわしくのべられているが、法案のねらいに重点をおいて紹介しておくこととしたい。

この法案にいう地方拠点都市地域は、3大都市圏を除く各道府県の第2、第3の都市を中心にした地域を各道府県1～2ヵ所ずつ、むこう5年間で、合計50ヵ所から80ヵ所にのぼる多くの地域を指定する計画になっている。これは、実は1990年の日米構造協議による今後10年間の430兆円公共投資計画の地方における拠点都市開発の受け皿を造成することをねらったものといえる。その意味では地方への企業進出の拠点をつくるのが、この「地方拠点整備法」のねらいであろう。まさに、これはかつての新産業都市・工業整備特別地区の21地域、またいわゆるテクノポリス26地域の指定に準ずるものであるだけでなく、はるかに多い50～80ヵ所の地方都市の拠点的開発という性格をもつものであって、いってみれば、面的開発でなく点的開発で、企業進出のための産業基盤（道路・港湾・工業用水など）強化のための公共投資実施のねらいをもつものである。

特集・東京一極集中と労働者・住民生活

したがって、田上氏は前掲の論文でいう。「本来、地方の振興は、その地域の歴史や文化など地域の状況に合った街づくり（であるべきで）、地場産業や農林漁業などを生かし、地域住民の手によって、下からつくりあげるべきものである。」要するに、この拠点整備法案は、地方都市の整備といいながら、都市型整備と農村型整備を一体的に行うというのではなく、都市型整備にかたよっており、結局のところ、事務所や研究所（たとえばハイテク関係のそれ）などオフィス立地のための基盤整備にすぎない。田上氏によると、「これでは多少住民生活に役立つ部分があるにしても、（真の）地域振興とは縁遠いものになり、地方で“ミニ東京”が出現することになりかねない」というのである。

以上、東京一極集中の是正ないし解消策としての政府・自民党・財界の政策方向をみてきたが、前掲の4全総にいう「均衡ある国土の形成」を実現するためには、どのように東京一極集中問題をとらえ、その是正策のあり方はどうあるべきかなどにつき、以下改めて検討することにしたい。なぜなら、くらしやすく、住みよい都市、農村づくりのためには、地域住民の最低生活を保障し、地域の自営業者（農民・商人・総じて中小企業者）の生業を援助し、そして地域住民の生活環境の改善・整備（歩行者道路・下水道・都市公園・みどりの景観保全など総じて生活基盤の強化）が必要になるからである。

2. 東京一極集中の原因は何か

東京一極集中の適切な解消策ないし是正策をたてるためには、集中の原因は何か、そのうちでも主たる原因は何か明らかにされる必要がある。

1991（平成3）年6月発表の経団連首都問題委員会「企業経営者の東京一極集中是正策」（会

員企業942社のうち374人回答）によれば、「首都機能移転と地方分権」をあげるものが39.6%で第1位、ついで「首都圏改造など」25.6%、「地方分権」15.5%、「首都機能移転」13.4%、「首都・経済・文化機能移転」5.9%となっている。目立つのは、現行の中央集権的政治機能の移転に重点がおかれていることである。政治と経済と文化のすべての機能全般にわたって移転せよという意見はわずかに6%足らずである。経済の東京集中は必然的だということを当然の前提としていることがわかる。経営者たちへの質問だから、このような答えが出るのはこれまた当然ともいえるが、政治機能の集中に対する是正策として、「地方分権」の答えが15.5%というのは注目する必要があるだろう。第1位の答えと合わせると、全体の55.1%が、何らかの「地方分権」が必要と考えている点である。国会・政府機関を新首都に移転しただけでは、現在の中央集権的政治・行政・財政構造を変革しない限り、政・官・財（界）にわたる人的管理機能の集中を打破して、効果的な東京一極集中の是正をはかることはできないと考えているとすれば、この「地方分権」をあげているのは、内容はともかくとして一歩前進といえるかもしれない。

ところで、集中の原因論であるが、とりあえず集中の実態をみることにしよう。この実態については、他の論稿でも明らかにされるが、第1は人口の集中である。1990（平成2）年の「国勢調査」によれば、3大都市圏の人口は、全国人口の48.9%を占めているが、うち東京圏（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県）の人口は3,179万6千人で、全国人口の25.7%を占める。経済企画庁の87年県民総支出統計によると、東京圏の県民総支出は約110兆円だから、全国総額約346兆円の31.7%を占めることになる。面積で日本国土の3.6%の東京圏に4分の1以上の人口が集

中し、経済力の約3分の1が集中していることになる。

第2は、東京圏ないし首都圏への経済その他諸機能の集中である。国土庁『首都圏白書』（平成3年版）によると、資本金10億円以上の本社・本店数の60%が東京圏に、東京都だけでその50%が集中している。外国法人は80%以上が東京都に、株売買高はその70%以上が東京圏に集中している。教育研究機関は40%が首都圏に、その従事者数の50%が首都圏に集中している。

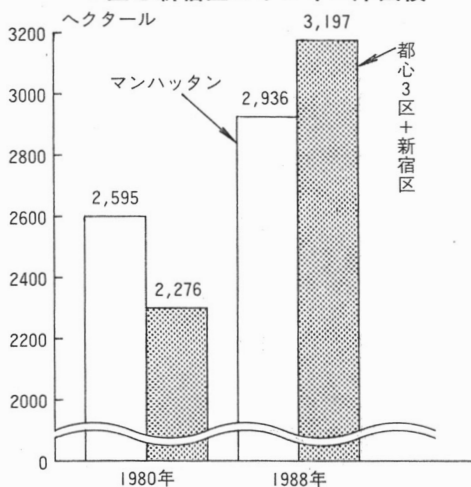
特に注目すべき特徴はオフィス床面積の一点集中と情報の集中状況である。情報サービス業の事業所の50%近くが首都圏に集中しているだけでなく、郵政省『情報化の現況』（平成元年版）によると、全国の情報発信量のうち東京が22.6%、大阪7.0%、神奈川5.4%、愛知4.8%、埼玉

4.1%、北海道4.0%、千葉3.7%などを占め、東京圏だけで35.8%を占めていることになる。しかも東京都からの発信量がダントツである。

そして、オフィス床面積の一点集中については「東京集中問題調査報告書」（東京都、平成2年3月）が明らかにしている（図1参照）。ニューヨーク市のマンハッタン地区面積は6,144ヘクタール、東京都区部の千代田・中央・港の都心3区と新宿区を合わせた4区のそれはマンハッタン地区の2分の1以下である。ところが、バブル経済突入開始期の1980年の上記4区のオフィス床面積は2,276ヘクタール、マンハッタン地区2,595ヘクタールと明らかに東京4区が下まわっていたのに、地価高騰に象徴されるバブル経済最盛期の1988年には、東京4区のオフィス床面積は3,197ヘクタールと急増し、マンハッタン地区のその2,936ヘクタールをついに上まわってしまったのである。図2のように、米山秀隆氏は「エコノミスト」（本年3月3日号）誌で、23区部の80年以後のオフィス床面積増加量を計算し、85年までの毎年のオフィス床面積増加量は100ヘクタール前後であったが、86年から89年までは、毎年250ヘクタール以上増加し、88年には300ヘクタール近くまで増えた事実を指摘しているのである。東京銀座の一等地が1平方メートル3,000万円という地価の全国への波及の最大原因の1つが、このオフィス床面積の急増にあったことは疑いないといえよう。

こうみてくると、東京一極集中の原因はかな

図1 マンハッタンを上まわった都心3区と新宿区のオフィス床面積



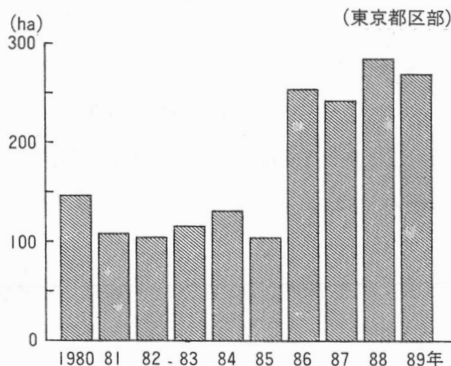
	ニューヨーク市	23区	マンハッタン	都心3区+新宿区
区域面積	83,411	60,181	6,144	5,963
オフィス面積	3,097	4,830	2,936	3,197

（資料）：東京のデータは課税資料（89、年1月1日）。ニューヨークのデータは“ULI Market Profiles 1989”, “Real Estate Board of NY Fact Book”など。

（注）：東京の床面積は官公庁をふくんでいない。

（出所）平成2年3月『東京集中問題調査報告書』（東京都）

図2 オフィス面積増加量



(注) 翌年1月1日現在の床面積から、当年1月1日現在の床面積を引いたもの

(資料) 東京都「東京の土地」より作成

(出所) 米山秀隆「いまこそ東京にオフィス立地政策を」『エコノミスト』1992年3月3日号。

り明らかになったといわざるをえない。それは、大企業の本社等に示される経済管理中枢機能の東京圏への過集中にあるということができる。過集中というのは、企業の東京集中によるメリット（利益）が、集中・集積のデメリット（不利益）に転化している事実をさしている。もちろん、集中の不利益は主として首都圏、東京圏の住民にとっての住宅難、通勤難、生活環境の悪化などであるが、企業にとっても、事務所の入手難、交通渋滞、水・エネルギーの供給不足問題などのデメリットなどとしてあらわれるからである。

この過集中をもたらした原因の1つが、1982年の中曽根内閣による臨調行革、民間活力活用政策による福祉抑制、民営化政策の推進、公的規制の緩和などによって、東京圏への企業集中（具体的にはオフィスビルの建設）を促進した点にあることも疑いないところである。そして、そのスローガンが国際都市東京の実現にあり、世界第2の経済大国になったわが国の首都・東京の21世紀に向けての新たな‘世界都市づくり’にあることもいうまでもない。したがって、経済力の集中の是正策には当面メスを入れずに、

政治機能の分散をはかるというのが、政府・自民党・財界の政策方向であるといえよう。

わが国の政治・経済のしくみを前提にして、企業（資本）にとっても、デメリットに転化しつつある東京一極集中の原因を指摘したものに、日本開発銀行の「東京一極集中問題を考える」

（同行「調査月報」90年7月号）をあげることができる。一極集中の原因は①政治、経済の東京への中央集権化のしくみ、②経済の国際化・サービス化・情報化による諸機能の東京への集中、③東京における高度集積の相乗効果にあるという。①はすでにみたように政治機能の分散、②は、大企業の地方分散、③は地方圏におけるインフラ（経済・産業基盤施設）の整備推進という政策の根拠になりうるものである。しかし、①は政・官・財の癒着をたち切る地方分権が実行できるか、②は東京圏における強力なオフィス立地規制などの施策が推進できるか、③は産業基盤の整備だけでなく、430兆円公共投資の一環としての住みやすい地方都市づくりのための生活基盤強化（下水道・公園・ゴミ処理施設・文化施設）等の施設が強力に進められるか、にかかっているといえよう。

企業にとってのデメリットが顕在化してきたとはいっても、住民の生活環境改善の運動が高まらないうち、一極集中のデメリット（不利益）が住民にしわよせされざるをえない点も確認する必要がある。たとえば、地価高騰のもとで、住宅の年収倍率をみると、1990年現在のマンション（65.6平方メートル）取得価格6,123万円に対し、サラリーマン平均年収767万円であるから、年収倍率8.0倍である。5倍程度が取得の限度とみられるから、東京都内ではまず入手困難である（建設省資料、91年）。労働省『労働白書』90年版によると、住宅価格の年収倍率はアメリカで3.4倍（87年）、西ドイツで4.6倍（86年）、

日本の東京圏で8.7倍(88年)である。もう1つ例をあげれば、通勤時間の問題がある。「大都市交通センサス」によれば、1985年現在で東京都心3区への所要時間をみると、1時間以上2時間もかかる通勤者が全体の62%におよんでいる。91年のわが国の年間労働時間2,175時間、ドイツ(旧西独)のそれが1,647時間(いずれもドイツ経済研究所発表)という現実を考えると、東京一極集中の不利益はまさに住民に重くのしかかっているといわざるをえない。

なお、前掲の本年2月21日の衆院首都機能特別委員会で、金子満広衆院議員は、地震対策としての首都機能移転に関し、つぎのようにのべている。東京が地震に弱いというのは、規制緩和によるビルの乱立や首都圏内の農地つぶしなどによって、「防災空間」がなくなったことに原因があるという指摘である。参考人の茂木地震予知連会長も「そのとおり」と認めたのである。

関連して、大野輝之、レイコ・ハベ・エバンズ共著『都市開発を考えるーアメリカと日本』(岩波新書)によると、表1のように、道路率とオープンスペース率(公園や緑地など)の合計をとって、世界の4大都市(東京、ニューヨーク、ロンドン、パリ)を比較すれば、東京の道路率20.7%、オープンスペース率6.2%、合計26.9%に対し、パリのそれは、道路率24.6%、オープンスペース率23.6%、合計48.2%で、パリが東京の2倍である。両氏によると、パリの

平均7階建てという中層の街並みは、こうしたオープンスペースの広さによって支えられていることを見逃してはならない、というのである。このようなオープンスペース、すすんで防災空間確保のためには、今後、安全な都市づくりをめざして、一極集中の原因である大企業をはじめとする企業の立地規制策を強化する必要があるということになる。

3. 「臨海副都心開発」と是正策のあり方

すでにみたように、本年の参議院選挙前までには、日本共産党を除く与野党の議員立法で「国会等の移転基本法案」を国会に提出する予定とみられるが、前述の「首都機能移転に関する中間報告」が発表されたとき、当事者としての鈴木東京都知事は、直ちに異議をとなえた。中央の権限と財源を地方自治体に大幅に委譲することなしに、首都機能(国会や政府機関)を移しても、大都市の過密軽減や地方の活性化にはつながらないという。首都機能が集中する千代田区も、中身の伴わない移転論という点で、東京都同様、反対の立場をとっている。機関委任事務をはじめ中央各省庁の権限を地方自治体に委譲するに当たって、それに伴う財源も委譲すべきだということまでは踏みこんだ発言はするが、大企業の本社の地方移転あるいはオフィス立地規制策にはふれない発言とみてよい。

では、東京一極集中の是正策ないし緩和策として、東京都はどのような対策を打ち出してきたか。鈴木都政は1979年以降、いわゆるマイタウン東京建設をうたい、新宿・渋谷・池袋など6つの副都心建設計画を推進してきた。しかし、世界都市・東京をめざす財界の「東京国際新都心整備計画」(1986年)を受け、鈴木都政も「東京都第2次長期計画」(同86年)を策定し、この計画のなかで、丸ノ内・東京駅を中心とする都

表1 4大都市の道路率とオープンスペース率
(単位: %)

	東京	ニューヨーク	ロンドン	パリ
道路率	20.7	37.6	20.3	24.6
オープンスペース率	6.2	14.2	14.2	23.6
合計	26.9	51.8	34.5	48.2

(出所) 大野・レイコ著『都市開発を考える』岩波新書、1992年2月。

特集・東京一極集中と労働者・住民生活

心集中の状況を分散するという名目で、財界本位の東京湾臨海副都心建設計画を新たにつけ加えて、7副都心の再開発の1つとして浮上させるにいたったものである。

この「東京湾臨海副都心建設計画」は、東京駅から直線距離でわずか6キロメートルの東京湾埋立地区（有明地区中心で、96%までは都の所有地）の448ヘクタールのなかに居住人口6万人、就業人口11万人、1日の出入人口45万人という国際的金融情報都市を、当初計画で4兆1,400億円、最近では8兆円～10兆円の事業費を投入して、今後15年間あるいはそれ以上の期間をかけて作りあげようというものである。

この計画は「東京レポートタウン」作りにみられる情報業務地区としてのテレコムセンター建設を中心に、国際コンベンション施設、公的住宅の建設などが進められる予定だが、90年8月のこの地区への進出企業公募に当たっては394社、大手企業グループ77（興銀・住友商事・東商・日本生命など）が応募したが、結果的に16ブロック、14企業グループが決まった。

しかし、91年の都知事選にからみ、臨海副都心開発計画予算の凍結、鈴木都知事再選によって見直し計画が作られ、91年10月には見直し案がきまった。開発区域内の住宅供給目標を2万戸から1千戸分ふやす、開発スケジュールを2年ほど延ばす、東京フロンティア（万国博覧会）を2年延ばし、平成8年3月に開催するというものである。この間、バブル経済の崩壊にともない、進出予定企業グループの中にも資金不足等の問題が起り、東京都に対する開発予定地の地代引き下げの要求が出されている。

このような財界本位の開発計画に対する都民の批判のなかで、日本共産党の不破哲三衆院議員事務所と上田耕一郎参院議員事務所の共催で、昨年11月30日、東京・墨田区で「臨海副都心開

発を考える」シンポジウムが開かれた。「文化評論」本年2月増大号にシンポの内容が収録されているが、上田耕一郎氏は「計画は誤り、根本から都民本位の転換を」というテーマで、人間不在のビジネス都市計画を批判している。

都の設立した第3セクター（たとえば東京都臨海副都心建設公社など）が、いかに財界主導で運営されているかについての不破氏の問題指摘は割愛するとして、上田氏の2つの問題提起についてふれておこう。

1つは表2のようにふくれあがる事業費である。上田氏によると、88年度の都が実施するインフラ整備費は2兆円だが、90年12月の再試算では3兆9,600億円（うち都の一般財源負担分6,400億円）にふくれあがっている。92年度都予算一般会計7兆2,314億円のうち、都市改造予算は1兆2,700億円となっている。バブルの崩壊による都税大減収のなかで、福祉費の抑制、都民負担の増大は必至とみられている。

2つめは、臨海副都心の地価は、1平方メートル当たり約250万円（都心地価のなんと15分の1）の評価で、進出企業はその半分の権利金を払えば、30年間地価の3%の借地料で、この都有地を使用できることになるというのである。前述のように、この借地料の引下げが進出企業の要求になっているのである。

さて、この計画が、どうみても東京一極集中を加速するという批判に対し、鳴津隆文氏（東京フロンティア推進本部総合調整担当課長）は、つぎのようにのべている（東京都市科学振興会「都市科学」91年度第3/4号所収）。すなわち、千代田・中央・港区という都心の“一点”集中の機能を7つの副都心（臨海開発もその一環）に分散するのだから、広い意味での“一極集中”を抑えるのに役立つのだと。東京都という区域内での「集中のなかの分散」だというわけであ

ふくれあがる事業費
表2 臨海副都心開発事業におけるインフラ整備事業費の拡大

東京都資料により作成（単位：億円）

区 分	主 な 事 業 内 容	事業費① (88年度の 当初概算)	事業費② (90年12月 の再試算)	財 源 内 容					
				一般財源	臨海会計	埋立会計	国 庫	その他	
広域交通基盤	一般道路	晴海道路拡幅延伸、環2・3延伸、 東京港連絡橋東京港臨海道路、豊 洲・晴海連絡道路	7,600	15,400	5,900	4,400	1,100	1,000	3,000
	高速道路	高速道路晴海線、高速道路12号線	4,600	7,300	—	900	—	—	6,400
	公共輸送機関	新交通システム、京葉線、海上輸送 システム	2,900	5,200	500	1,400	400	200	2,700
	小 計		15,100	27,900	6,400	6,700	1,500	1,200	12,100
地域内本場合計	土地造成	埋め立て、防潮施設、盛り土	1,100	700	—	100	600	0	—
	地域内道路	臨港道路、区画道路	400	1,100	—	900	—	0	200
	供給処理施設	共同溝、上下水道、ごみ処理施設、 地域冷暖房	3,100	6,900	—	4,500	—	400	2,000
	そ の 他	公園・緑地、シンボルプロムナード、 駐車場	300	3,000	0	2,900	100	0	—
	小 計		4,900	11,700	0	8,400	700	400	2,200
インフラ合計			20,000	39,600	6,400	15,100	2,200	1,600	14,300

(注) 1. 一般道路事業における一般財源は、環状2・3号線の隅田川右岸から内陸部の既存の幹線道路までの間及び既定計画の晴海通り拡幅等の整備に要する費用。

2. 建設施設（基本計画試算2兆1400億円）については、事業主体未定等により詳細には再推計されていないが、倍加が見込まれている。

(出所)『文化評論』1992年2月増大号、上田耕一郎「問題山積の東京・臨海副都心開発計画——計画は誤り、根本から都民本位の転換を」

る。いわゆる「改都論」「都心改造論」の典型という以外ないだろう。

最後に、東京一極集中の是正策のあり方をかんたんにとべておこう。

すでにみてきたように、政治機能の分散に重点をおく首都機能移転構想は、大企業本位の経済機能の東京への集中という原因から眼をそらすことになる。したがって、東京一極集中の是正策の第1は、いうまでもなく国民本位の国土政策の総合的見直しの実行である。1つには、生活環境改善のためのまちづくり、農業・農民生活重視の村づくりの推進である。2つには、大都市とくに東京（圏）におけるオフィス立地の抑制策の確立である。市民本位の都市計画の再検討の中で、用途制限の強化、容積率の削減によるオフィス立地の制限、オフィス新設に対する許可制、賦課金の導入およびオフィス保有税の導入なども検討されてよい。

第2は、中央集権的行財政のしくみの改革、とりわけ財源保障をふくめた地方分権の推進の問題である。最初にみた「地方拠点都市整備法案」は地方圏の振興に若干は役立つであろうが、ここでいう真の地方分権の実行が大切になろう。第3次行革審の「地方分権小委員会」は本年6月の最終報告に向け、「地方分権特例制度(パイロット自治体)」の概要を固めたという。都市計画や農地転用などの国の権限を自治体に委譲し、財源をも委譲するというが、何はともあれ、注目に値するといえよう。

(理事・武蔵大学名誉教授)